平成２６年１１月社会教育委員会議全体会　議事録

日時：平成 26 年 11 月 21 日（木）午後 3 時～5 時

場所：市役所　中層棟 4 階　第 3 委員会室

永井議長　：定刻になりましたので、11 月の社会教育委員会議を始めさせていただきます。今日現在の委員数は 12 名です。本日の出席委員は 8 名です。委員数の過半数を超えていますので、吹田市社会教育委員会議規則第 3 条第 6 項の規定により、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、次第にそって会議を進めさせていただきますが、会議に入ります前に、お手元に配布されております資料につきまして、事務局から確認をお願い致します。

西田課長　：　－資料確認－

永井議長　：それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。次第 1 で平成 26 年 9 月議会および平成 26 年度決算審査特別委員会の報告について事務局より説明願います。

１．平成 26 年 9 月議会および平成 26 年度決算審査特別委員会の報告について

小池次長　：　－資料説明－

平成 26 年 9 月議会の二つの案件については、原案通り可決されました。

10 月にありました平成 26 年度決算審査特別委員会の報告についてですが、地域教育部に関わる項目のみ説明させていただきます。

生涯学習課については、公民館で積み上げた机がずり落ちた件ですが、保険を適用した事例を資料請求されたもので、千里新田公民館で長机を積み上げた向こう側に窓があり、窓を閉める際に机がずり落ちたケースです。公民館に限らず、部内でも注意喚起しています。

図書館に関してですが、千里丘に図書館を開館し、非常に盛況をいただいていますが、残る空白地域として、岸部地区を認識しています。岸部地域に関しては、摂津市との連携を協議しており、大日本インキ跡地が 7 ヘクタールの用地があり、用地提供の依頼をしているところです。

文化財保護課ですが、ヒメボタルの保護については、山田西と高野台の間の緑地ですが、吹田市の天然記念物として、数が激減しているわけではないので、ただちに公園内の通行止めまでは考えられず、必要となれば、時間帯あるいは短期間の制限ということを考えるくらいかと思います。

青少年室ですが、国の制度等の変更による市民への負担への影響については、補助金が減額になった分市単費を増やし、市民への負担については影響がないようにしています。青少年室の子どもプラザ事業は宿題の見守り等ですが、学

校教育では学習支援ということで、先生になろうという学生たちに来てもらって、勉強を見てもらうという事業です。事業の主旨が違っており、報酬の調整まではしていません。青少年室は時給 824 円、学校教育の方は、ボランティアということで一律 500 円になっています。学校教育の方では、ボランティアの数が増えないということで指摘があったかと思われます。次の放課後子ども教室と学童保育は、行っている場所が同じであることから出てきたものと思われます。学童の対象が、1～6 年生になることもあり、両事業を一体化すべきという要望がありました。

今後のスポーツ施策についてですが、地域に出向いた新たなアプローチを行うとともに、公民館や図書館での連携事業も実施しており、また子どもに対する取組も行っています。今後の体育指導員の採用については、現時点ではありませんが、保育士や幼稚園教員へのノウハウ伝承をしていくことを考えています。

共通のこととして、たとえば審議会の議事録の公開についてですが、1 か月以内の公開や委員の発言確認をきちんと行うようにとのことですが、幸い社会教育委員会議については、ほぼ 1 か月程度での公開が出来ているものと思います。

各種団体について、会員のためだけの経費を認めるのはおかしいとの指摘ですが、最終的には調査させていただくということになりました。庁内的にはバランスを欠いた部分もあるかと思いますが、我々もできるだけ団体とのかかわりについてはきっちりとしていかないといけないと思っています。

利用料の見直し後、利用者数が減っているのではないかとの指摘ですが、たとえば体育施設等でも利用料が上がりました。市内利用は 1.5 倍、市外利用は市内利用の 2 倍となっています。確かに収入は増えたが、利用者数は減ったという事実があります。その分析はどうなんだと問われたように思います。体育施設について言えば、主に市外の利用者が減ったのが大きいのではないかと考えています。特に北千里など市境に近い体育館について、市外の利用が多かったとのことで、利用料が上がったため減っていることもあるかと思われます。

国旗の掲揚については、市では 25 年の 3 月に総務部長名で、国旗掲揚施設のある施設については、できるだけ常時掲揚するようにという文書が回りました。それ以降、国旗を購入するなど徐々に掲揚するようになってきています。市長の思い一つで公の施設に国旗掲揚をしてよいのか、特に学校や地域教育施設など教育財産まで市長の力が及ぶのかということですが、総務部長なり法規担当が答弁し、地方自治法の関係で一定及ぶものという考えを示しています。

10 月 13 日の台風 19 号の際に、いろいろな施設を避難場所として開設させていただきました。公民館、体育館、未来館、小中学校など開設しましたが、指定管理者制度導入の施設の避難所についての取り決めはどうなっているのかということでした。指定管理者導入施設との基本協定の中に避難所開設について定

められており、体育施設については、当日職員が毛布等を届けに回っております。エリアメールで避難準備勧告ということで流れましたが、避難勧告と思われて非難されてきた方がおられます。

永井議長　：それでは、この件について何か質問はございますか。
３ｐの子ども放課後教室と学童保育についての答弁は、ひとつにすることについて説明されなかったということですか。

前田室長　：もともと放課後子ども教室と学童保育は制度が違いまして、学童保育は子どもの生活の場、働いておられる家庭の子どもたちに家庭に代わって生活の場を提供する事業で、放課後子ども教室は、子どもの居場所ということで、子どもたちが放課後遊んだり、宿題をしたり、自由に出入り出来、制度が大きく違います。学童保育は、市の制度として非常勤職員を配置してやっており、片や、放課後子ども教室は地域の人やボランティアがやっており、今のところ市としては、吹田らしさを大切にして、地域の人の力を借りてやっていくということなので、その方向でひきつづき進めていくことを考えています。国は新たに、「放課後子ども総合プラン」というのを考えていますが、女性の就労を確保するためには、子どもの行き場所が必要だろうということで示されたものです。これについては一体型ということが書かれており、同じ学校内で学童保育と太陽の広場の事業をやるということで、吹田ではすべて出来ています。議会での答弁は、吹田らしさを生かして今後のあり方を検討していきますとなっています。

小池次長　：補足させていただきますと、今前田室長が説明したことは、9 月議会の中の本会議のやり取りの中でありましたので、その際に説明させていただきました。ただ、決算委員会の中では、それを踏まえて、さらに一緒にせよという要望という形で出されたので説明をさせていただいておりません。

永井議長　：脱線して申し訳ありませんが、高学年まで学童をするという話がどこかで出ていましたよね。

小池次長　：今そういう「放課後子ども総合プラン」というのを国が出しているのですが、それについては、同じ学校でやりなさいということで、ふたつをひとつにせよとまでは言っていません。また、留守家庭の方は、この総合プランとは別に、今後 6 年生まで見て行ってくださいと国が言っています。そこを何年度にどこまでというのは、それぞれの市町村で計画を立ててやっていくことになっています。吹田市でも子ども部の方で計画を立ててやっていきます。

永井議長　：他に何かありますでしょうか。
なければ次の案件、２番目の北千里市民プール　子ども用変形プール　防水シート改修工事についてご説明願います。

２．　北千里市民プール　子ども用変形プール　防水シート改修工事について

齋藤参事　：　－資料説明－

永井議長　：この件について何かありますでしょうか。なければ次の案件、３番目の教育委員会の点検・評価について説明願います。

３．　教育委員会の点検・評価について

千葉参事　：　－資料説明－

永井議長　：この件について質問等ございませんか。

山本委員　：中身の問題ではないのですが、教育委員会の、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が変わって、教育委員会と首長との関係の在り方がちょっと変わってくるという話と、昔、阪口市長の時に社会教育の部門を市長部局へ持って来る、来ないという議論をされていた経緯がありますが、その辺と関連してなにか法律の改正に伴って、市で考えていることはないのですか。まだ、白紙ですか。

千葉参事　：教育委員会制度の改正ということで、来年 4 月から施行され、その中で言いますと、ひとつは教育長と教育委員長を合体する形で、それを市長が任命するという形になります。これにつきましては、現在の教育長の任期が終わり、次の教育長になってからになります。これは、しばらく時間がかかるかと思います。各市町村によって、様々な時期に制度が変わっていくことになります。もう一点は、首長、市長と教育委員会が総合教育会議を持ち、教育に関する重要な事項について話し合う。それも公開の場で行うことが定められています。これについては、来年から取り組んでいくことになります。吹田の場合は、すでに市長と教育委員との懇談が、昨年以来年に 3 回位取り組まさせていただいており、市長と教育委員会の意志の疎通ということに関しては、すでに取り組んでいるところです。もう一点、教育の大綱について、市長が定めるということになっていますが、これについて吹田の場合は、「わが町吹田の教育ビジョン」ということで、教育振興基本計画を持っております。これが、教育に対する一番の基本と考えて取り組んでいるところですが、これをそのまま教育の大綱にするのか、あるいは新たなものを首長が決めるのか、ということに関しては、総合教育会議の方で話を十分にしていただきながら、進めることになります。

小池次長　：もうひとつの質問の組織についてですが、これは数年前の大きな組織改正の際に、文化については、地域教育部に文化会館の管理等を含めてあったのですが、市長部局に 24 年の 4 月に移転しました。これは、もともと市長部局に文化のまちづくり室というのが出来ており、文化について二重行政というかどっちつかずという状態にあったので、文化のまちづくり室へ統合することになりました。その他については、今のところ議論はありません。

山本委員　：賛否両論があって、微妙なところなんですが、現実には市長部局と教育委員

会との内容っていうのがある程度連携しないとうまく処理できないというか、社会教育もそうなんでしょうが、学校教育なんかでもそういうことがどんどん起こってきているので、庁内の連携というようなところにも実際に波及するのでしょうか。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が変わって、教育委員会のいろんなことが走り出した時に、市長部局と教育委員会の連携とかがある程度促進されるのかどうか。そこは、あんまり具体的にはなっていないのですか。

千葉参事　：実際には、教育長の位置付けは変わりましたが、組織とかはなんら変わっていません。首長との間の執行機関同士の権限についても、変わっておりません。総合教育会議では、市長の方は予算を持っておりますので、どうしても予算の執行権限を持っているというのが、一点ございます。あとは、先ほどの放課後子ども総合プランであるとか、幼保一体化であるとか、いろんな問題について、市長部局との連携が、ますます重要なものになってきます。この改正そのものについては、今の教育委員会だけでなく、首長とともに教育の抱えている問題についてよい方法というか、解決に資するような制度にしていかなくてはならないと考えています。

山本委員　：分かりました。

永井議長　：他に質問等ございますか。

一点だけ、関係のない質問ですが、厚い方の冊子の 10ｐにあるたけみの小中一貫校についてですが、今やっている千里みらい夢学園の、今の段階での評価がどんなものか知りたいのですが。

千葉参事　：これについては、２小１中連携一体型の小中一貫教育ということで、たとえば外国語教育については１年生から、あるいは小中一貫の会議による授業の実施ということで取り組んでおります。これは何のためにやっているかのというと、他の中学校区にも広めていかなければということで取り組んでいます。小中一貫のカリキュラムについて、もうすぐ出来上がってきます。その成果については、各中学校ブロックへ具体的に発信していく予定です。

永井議長　：基本的に全校に、18 中学校ブロックで実施するということで進んでいるということですね。メリットはあるのでしょうか。

小池次長　：これはごく最近になって、国の方、文科省の方も推進するという形で出ていますので、すすめている吹田が先鞭をつけたということで、広げていくスタンスについては変わりないかと思います。

永井議長　：保護者の方からは、メリット、共感している思いは聞かないのに熱心に進めていく、行政が頑張る意図が不明なので聞きました。

他に質問等ございませんか。なければ次の案件、４番目の第 3 次吹田市生涯学習推進計画　基本構想（案）について事務局より説明をお願いします。

４．　第３次　吹田市生涯学習推進計画　基本構想（案）について

山口主幹　：　－資料説明－

永井議長　：9 月の段階より若干修正されていると思いますが、それを含めご質問等がありましたらお願いします。

山本委員　：先ほどの 13ｐと 16ｐのところで、「芸術・文化活動やコミュニティ活動等を通じて、人と人あるいは人と地域がつながり生きがいを創出することに加え」とありますが、これはもともと意義のところの定義にこの文言があったからという理解でよいですか。

西田課長　：そうです。今おっしゃられたとおりです。スポーツの観点を取り入れるという文言を入れるに当って、さらに加えてという意味合いで付け足させていただきました。

山本委員　：それは対応ですね。ちょっと気になったのは、かって芸術文化活動と生涯学習がどういう関係があるのかという議論があって、社会教育の時代からあったところなので、気になって聞きました。

永井議長　：ほかにございますか。単純なところで 9ｐの「読書活動」と書き足しているが、芸術・文化、コミュニティ、ボランティア活動にわざわざ読書を書き込む必要があったのかわからない。文化活動の中に含まれるものでなくて、わざわざ読書活動って、何か狙いがあるのですか。

竹村館長　：生涯学習活動として見た場合、スポーツであるとか芸術文化活動等いろいろあるだろう。その中に図書館の利用という、読書という一つの分野があるのではということで入れさせてもらいました。

永井議長　：別に悪いということではないのですが、文化活動の中に含まれていて、わざわざ特記に出す意図が分からないなと思っただけ、出すことはけっこうです。

山本委員　：図書館の総合計画ですか、そういうプランニングするというのが、法律にありますね。うろ覚えなのですが、そういう制度と対応しているというわけではないのですか。

竹村館長　：図書館については、総合計画を立てなさいという法律はありません。吹田の場合は、独自に、教育委員会として 25 年から 10 年間の基本的な計画「図書館基本構想」は策定しています。

山本委員　：最近の活字離れとかを意識して書かれたわけではないのですね。

竹村館長　：施設が不備な地域もありますので、そういうハードなもの、それから今利用者に求められている様々なサービス、その部分で読書離れをいかに防いでいくかという工夫をしていく計画になっています。

小池次長　：議長ご指摘の読書活動については、確かにもともとにはなかったのを入れています。なぜ、読書活動を際立たせているかということになるかと思います。

生涯学習についての定義そのものがあいまいで、生涯学習がなんなのかということついては国の方にも定義がない所です。積極的に自分が活動することもそうですし、自分の趣味として読書活動や体を動かすこともそうですし、意識せずやっていることでも日常生活でも生涯学習をやっていることもあります。ここで読書活動を入れるかどうかというのは、正解というのはないと思います。図書館という部門を持っているところという意識もあって載せさせていただいています。皆様方から見て、多くの方に違和感があれば、取らないといけないと思います。

永井議長　：次のページの表をみたら、「本や雑誌などを利用して学んだ」というのが他の項目に比べて倍くらいのパーセンテージで多いので、読書活動を入れても問題はないと思うのだけれども、前々議長の時に、取扱説明書等でも、書かなくていいことまで書き込んで、コマーシャルメッセージなんかでも、子どもの手の届くところに置かないで下さいという注意勧告文が出てたりして、そこへつながってくる言葉なのかなという気がします。文化活動と言っておけばいいものに、わざわざ読書活動って付随してくっつけてくると、二重になってるのかなと違和感を感じただけです。

小池次長　：逆に山本委員がおっしゃったように、小学校、中学校を通じて、もっと低学年からの、おぎゃあと生まれた時からの読書環境のこともあって、文字活字文化振興法という促進の法律もできていて、今やっぱり読書活動というのはそういう意味では高揚してきて、我々も着目していきたい気持ちはあります。

永井議長　：消せというわけではありません。

山本委員　：私も、まったく無駄なこととしてで、書かれているわけではないと思います。

永井議長　：確かにこうしてみるとパーセンテージが、本や雑誌を利用してというのが。

小池次長　：生涯学習の中でも極めてとっつきやすい部分かと思います。

永井議長　：生涯学習、こういうサークル活動に来たりとか、本やなんかで学んだりとかというのはいいのですが、学習活動はしない、出来ないというのは 26%あって、昨日あった茨木の三歳の子どもにご飯を与えないという事例があって、生涯学習とかこういう調査に協力的でない人たちとか、公民館に行って何かしようということすら考えない人たちに、何か落とし込めるようなものでないのかというのを、ここにいる人たちが考えていかないといけない時期に来ているのじゃないかなというのが、大前提にあるので、こういうアンケートをとっても何か答えらる人というのは行政が手を入れて、お金を落としてやらないといけないという感じじゃないのかと。それよりも、そうじゃない人に何かアプローチが出来ないのかなとすごく思うところです。ここは、これでいいのかなと思っています。

小池次長　：この 10ｐのグラフですが、先ほど申し上げたように「生涯学習とは」という

のが、なかなかない中での質問で、答えている方も生涯学習とは何ぞやというのはないままに答えていただいていると思います。一般的には、カルチャーセンターや体育館での教室へ参加することが生涯学習であろうという形で、そういうことを私はしていないな、出来ないなということでこの数字なのかなと。もう少し掘り下げていくと、趣味で本を読んでいますよ、家でラジオ体操やってますとか、他にも学習活動をやっていることになれば、もう少し数字が大きくなると思います。我々がメニューを出してそれに食いついてこられてる方はもういいと、それ以外の方を捉えて、取りいれるというか、意識して頂くというのは永遠のテーマかなと思います。

永井議長　：難しいですね。分かりました。他に質問等はございませんか。
基本構想案の今後のスケジュールを教えていただけますか。

山口主幹　：平成 27 年 1 月の生涯学習推進本部会議において基本構想素案を承認いただいて、案として完成する予定です。基本構想については、計画の基本的な方向性を示すものになりますので、どのような内容にしていくのか、またどのように取り組んでいくのか、具体的な内容については、平成 27 年度から基本計画の中で練っていくことになります。今後とも忌憚のないご意見をいただけたらとおもいますので、よろしくお願いします。

永井議長　：その他ということで、事務局から報告をお願いします。

５．　その他

・吹田市立少年自然の家使用申込み期間の改正案の試行実施について

前田室長　：　－資料説明－

永井議長　：では、次をお願いします。

・スマートファン対応の図書館ホームページの新設及び図書館講座じゅずつなぎについて

竹村館長　：　－資料説明－

永井議長　：では、次をお願いします。

・旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）秋の特別公開について

増田課長　：　－資料説明－

永井議長　：では、次をお願いします。

・運動あそびプログラムについて

中臺参事　：　－資料説明－

永井議長　：では、次をお願いします。

・（仮称）吹田市立サッカースタジアムについて

木戸室長　：　－資料説明－

永井議長　：では、次をお願いします。

・第 43 回生涯学習吹田市民大学　関西大学講（後期）について

西田課長　：　－資料説明－

永井議長　：他に事務局から報告等ございませんか。川下部長、何かございませんか。

川下部長　：今日の社会教育委員会議は 1 から 5 までありまして、1 番目に決算審査特別委員会にの説明をさせていただきました。我々がそれぞれの職場で、こういう議会対応をしている、議会からこういう指摘があって、こういう答弁をしているということを知っていただく良い機会であったと思います。日々職員は、市民の第一線に立って奮闘してくれています。それが少しでも皆さんに分かっていただければ良かったかと思っています。市民のために喜ばれる仕事がしたいということで頑張っていますので、ご理解いただきたいと思います。

4 番目の第 3 次の生涯学習推進計画、今ご議論いただいて、社会教育委員会議の中においては承認いただいたと考えております。これから必要な手続きに入り、具体には年開け、27 年度に説明をさせていただきますので、忌憚のないご意見をいただきたいと思っています。

その他のところですが、いつもに比べ多く出させていただいています。やはり社会教育委員の皆様に、我々がどんな業務をやっているのか、発信下手だったのかと思ったりします。いろんなことをやっているのにもかかわらずご紹介出来ていなかったという反省に立ちまして、今取り組んでいることも含め、出させていただきました。

自然の家の条例改正についても、市民の利用を図る、利便性向上ということで、もっと早くやるべきだったものが、遅くなったかと思います。こういったことも含め、足元から見直して行ったところです。図書館のスマートフォンについても、これだけ皆さん持っておられるときですから、ここから図書の申し込みをしたいという思いからこれも始まったわけです。

これからも地域教育部の取組を随時発信していきますので、お時間がありましたら、各施設の取り組みにご参加していただければ、大変ありがたいです。見ていただいて、分かっていただけるところがあるかと思いますこれについては、小西課長代理の方へ、これに行くと連絡をいただければ、通じるようにしておきますので、ご連絡ください。

ガンバのことも言いました。やはり、万博の南エリアに三井の商業施設が来秋にはオープンします。国循と市民病院が岸部地域に移転します。また、西

吹田駅ができ、吹田の場合はこれから 10 年、大きなポテンシャルを持った、すごい発展する都市だと思っています。人口の方も 36 万 3 千程度になって、2025 年問題とよく言いますが、吹田は今後 10 年は、人口が減らない見込みです。横ばいか増えていきます。これは、なかなか他市町村では見られない状況かと思っています。まちづくりが、今大きなところで動いている中で、我々も生涯学習の一翼を担っているので、紹介した部分も含め、いろんな取り組みで市民の方により喜んでいただきたい、もっともっと利用をしていただいて、最後は健康長寿な方が暮らしていただけるような市にしていきたいと思って頑張っていますので、今後とも各分野で活躍されている皆さんの忌憚のない意見が、我々の今後の考え方の大きな参考になりますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

永井議長　：今後の日程についてお願いします。

西田課長　：次回の社会教育教育員会ですが、来年の 1 月を予定しておりますので、またご案内等させていただきます。

武藤委員　：日程が決まるのが 2 週間位前ですが、もう少し早くしてもらえないでしょうか。

永井議長　：急に言われてもつらいですよね。

これで、11 月の社会教育委員会議を終了いたします。